

## 消費税負担の考え方

| 売 上（課税）※3 1,100 |      |                                             |                                         |
|-----------------|------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 消費税※1<br>※5     | 利益※2 | 経 費                                         |                                         |
|                 |      | インボイスのない経費<br>（非課税仕入：主に人件費※4、<br>免税事業者への支出） | インボイスのある経費<br>（課税仕入：主に原材料費、<br>設備費、光熱費） |
|                 |      | いわゆる付加価値※1                                  |                                         |
| 70              | 300  | 400                                         | 330                                     |

$$\begin{aligned}
 \text{消費税額} &= \text{課税売上} \times 10/110 - \text{課税仕入} \times 10/110 \\
 &= 1,100 \times 10/110 - 330 \times 10/110 \\
 &= 70
 \end{aligned}$$



※1：消費税は、消費者が負担し、企業が納める間接税と扱われている（⇒疑義あり）。実態的には付加価値税。

※2：企業であれば利益に相当するところに法人税がかかってくる。

法人税の算出については別添参照

※3：20%割引セールを行った場合には、消費税は、 $1,100 \times 0.8 \times 10/110 - 330 \times 10/110 = 50$ 、利益は、 $880 - 50 - 400 - 330 = 100$ となる。50%割引セールをした場合には、消費税は20、利益は、 $550 - 20 - 400 - 330 = -200$ （赤字でも消費税は支払う）

※4：仮に400のうち、人件費が220で、これを人材派遣（課税仕入として扱える）に切り替えた場合、消費税は、 $1,100 \times 0.8 \times 10/110 - (330 + 220) \times 10/110 = 50$ となり、利益は、 $1,100 - 50 - 180 - (220 + 330) = 350$ となり、50増加する。

※5：輸出企業の場合、消費税法第7条により消費税が免除されている。ただ、課税仕入において、 $330 \times 10/110 = 30$  消費税を負担しているということで、これが還付されている。一方、輸入品には輸入消費税（価格＋関税額＋そのほか内国税額）×消費税率がかけられる。

## 食料品の消費税を8%から0%とするとどうなるのか

食料品：現状の消費税8%

| 売 上（課税） 1,080 |     |                                           |                                     |          |
|---------------|-----|-------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 消費税<br>課税8%   | 利益  | 経 費                                       |                                     |          |
|               |     | インボイスのない経費<br>（非課税仕入：主に人件費、<br>免税事業者への支出） | インボイスのある経費（課税仕入：主<br>に原材料費、設備費、光熱費） |          |
|               |     |                                           | 光熱費等 課税10%                          | 食料品 課税8% |
| 52            | 300 | 400                                       | 220                                 | 108      |

食料品：消費税0% となったことにより、販売額を1,000とした場合

| 売 上（課税） 1,000 |     |                                             |                                     |          |
|---------------|-----|---------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 消費税<br>課税0%   | 利益※ | 経 費                                         |                                     |          |
|               |     | インボイスのない経費<br>（非課税仕入：主に人件費<br>※4、免税事業者への支出） | インボイスのある経費（課税仕入：主<br>に原材料費、設備費、光熱費） |          |
|               |     |                                             | 光熱費等 課税10%                          | 食料品 課税0% |
| 0             | 280 | 400                                         | 220                                 | 100      |

※課税10%経費は存続することから、利益は20減少する

→従前の利益を確保するためには、1,020円で販売することが必要⇒消費者は理解してくれるか？

※輸出品については消費税0%であるので食料品0%の場合と同様の扱いとなる。課税仕入れの20を還元。

## 食料品の消費税を8%から0%とするとどうなるのか（外食産業）

外食産業：現状の消費税10%

| 売 上（課税） 1,100 |      |                                           |                                     |          |
|---------------|------|-------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 消費税<br>課税10%  | 利益※1 | 経 費                                       |                                     |          |
|               |      | インボイスのない経費<br>（非課税仕入：主に人件費、<br>免税事業者への支出） | インボイスのある経費（課税仕入：主<br>に原材料費、設備費、光熱費） |          |
|               |      |                                           | 光熱費等 課税10%                          | 食料品 課税8% |
| 72            | 300  | 400                                       | 220                                 | 108      |

※1：軽減税率が適用される食料品を扱っているからといって、利益は増加しない。

外食産業：食料品の消費税0% となったことによる変化（価格据え置き）

| 売 上（課税） 1,100 |      |                                             |                                     |          |
|---------------|------|---------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 消費税<br>課税10%  | 利益※2 | 経 費                                         |                                     |          |
|               |      | インボイスのない経費<br>（非課税仕入：主に人件費<br>※4、免税事業者への支出） | インボイスのある経費（課税仕入：主<br>に原材料費、設備費、光熱費） |          |
|               |      |                                             | 光熱費等 課税10%                          | 食料品 課税0% |
| 80            | 300  | 400                                         | 220                                 | 100      |

※2：販売価格を変えないことで利益は従前と同じになる⇒物価は下らない

食料品が0%になったのだから値段を下げろと言われると利益は減少⇒外食産業は苦境に立つ

## <法人税算出の考え方>

売上

▲売上原価（※仕入）  
粗利益

▲人件費  
▲減価償却費  
▲その他経費  
税引き前利益

費用を使えば使うほど（賃金  
アップ、設備投資）法人税は  
減る

▲法人税  
純利益（⇒株主配当金、自社株買い、内部留保）

経済成長のためには、消費  
税を引き下げ、法人税をあ  
げることが望ましい

出典：日本  
商工連合会

**表1 輸出大企業に対する還付金額上位20社の推算** (単位:億円)

| 企業名    | 事業年度                 | 売上高      | 輸出割合 (%) | 還付金額        | 所轄税務署   |
|--------|----------------------|----------|----------|-------------|---------|
| トヨタ自動車 | 2021年4月～<br>2022年3月  | 12兆6,078 | 77.0(推定) | 6,003       | 愛知・豊田   |
| 本田技研工業 | 同 上                  | 3兆4,542  | 86.9(推定) | 1,795       | 東京・麻布   |
| 日産自動車  | 同 上                  | 2兆4,093  | 81.9(推定) | 1,518       | 神奈川・神奈川 |
| マツダ    | 同 上                  | 2兆3,393  | 84.4     | 1,042       | 広島・海田   |
| デンソー   | 同 上                  | 3兆0,909  | 58.4(推定) | 918         | 愛知・刈谷   |
| 村田製作所  | 同 上                  | 1兆2,334  | 91.3(推定) | 853         | 京都・右京   |
| 三菱自動車  | 同 上                  | 1兆6,147  | 80.7(推定) | 850         | 東京・芝    |
| キヤノン   | 2021年1月～<br>2021年12月 | 1兆5,087  | 76.4(推定) | 559         | 東京・蒲田   |
| 豊田通商   | 2021年4月～<br>2022年3月  | 1兆5,140  | 71.5(推定) | 551         | 名古屋・中村  |
| SUBARU | 同 上                  | 1兆4,999  | 82.6(推定) | 537         | 東京・麻布   |
| ヤマハ発動機 | 2021年1月～<br>2021年12月 | 7,578    | 91.3(推定) | 441         | 静岡・磐田   |
| クボタ    | 同 上                  | 1兆0,750  | 72.6(推定) | 431         | 大阪・浪速   |
| 日本製鉄   | 2021年4月～<br>2022年3月  | 4兆3,659  | 39.8(推定) | 384         | 東京・麹町   |
| スズキ    | 同 上                  | 1兆6,907  | 50.5     | 321         | 静岡・浜松東  |
| 日立製作所  | 同 上                  | 1兆6,234  | 55.8     | 286         | 東京・麹町   |
| 今治造船   | 2020年4月～<br>2021年3月  | 3,712    | 95.0(推定) | 236         | 愛媛・今治   |
| ファナック  | 2021年4月～<br>2022年3月  | 5,782    | 85.0(推定) | 226         | 山梨・大月   |
| シャープ   | 同 上                  | 5,630    | 67.2(推定) | 173         | 大阪・堺    |
| ニコン    | 同 上                  | 3,486    | 84.0(推定) | 170         | 東京・芝    |
| 任天堂    | 同 上                  | 1兆4,378  | 72.0(推定) | 144         | 京都・下京   |
| 合 計    |                      |          |          | 1兆<br>7,438 |         |

※この表は各社の最新の決算書などにより調査東京税理士が推算計算したもの、各社の還付金額は国税消費税と地方消費税を合わせたもの

## 輸出企業対応は還付金か補助金か

| 売 上 (課税) ※1 1,000 |      |                                           |                                             |
|-------------------|------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 消費税               | 利益※3 | 経 費                                       |                                             |
|                   |      | インボイスのない経費<br>(非課税仕入：主に人件費、<br>免税事業者への支出) | インボイスのある経<br>費 (課税仕入：主に原材料<br>費、設備費、光熱費) ※2 |
| 0                 | 270  | 400                                       | 300+30                                      |

消費税  
還付金  
+  
30※2

※1：消費税が免税となることから価格を1,100→1,000に設定

※2：原材料等に消費税30納めていることから、この分を還付金  
として返還

※3：還付を受けることにより従前の利益300を確保

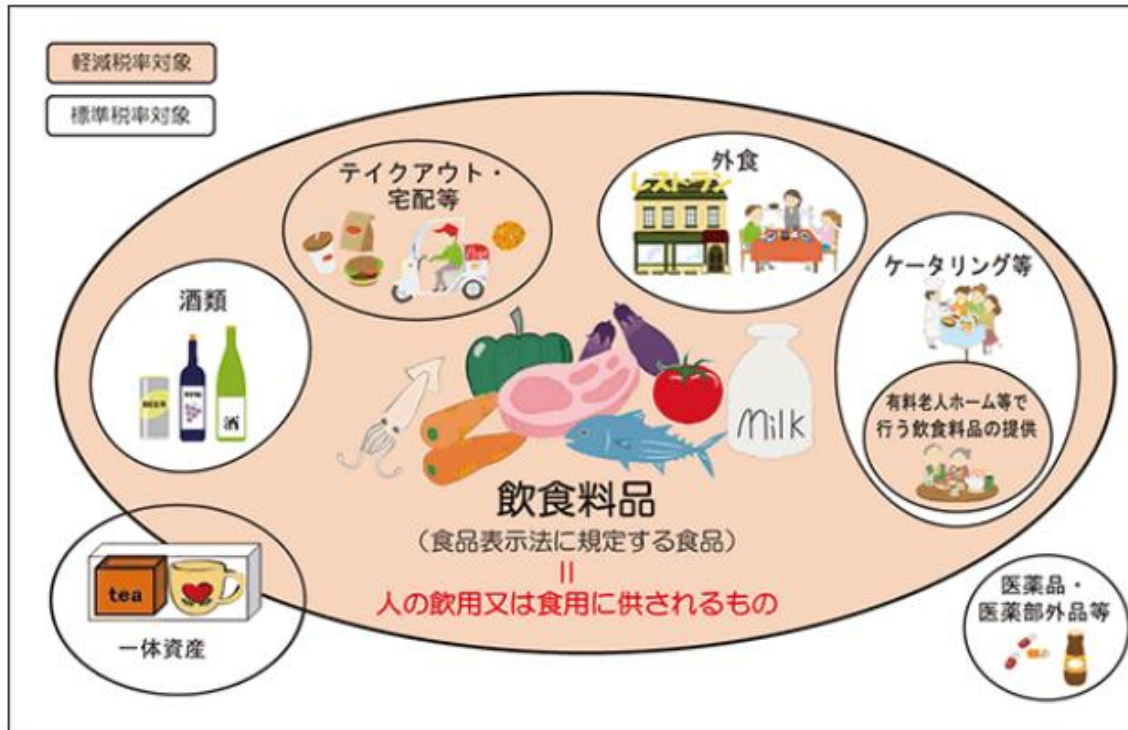


※2：法令上、消費税は輸出企業は負担していない（下請  
け企業が納付、消費者が負担していないのと同じ）

※3：海外に対して価格を1,100→1,000に設定する必要  
はない（1,030として利益を確保）

⇒輸出企業の輸出を支援する補助金である

## <参考>軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）



### <一〇メモ>

（納税義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。



納税義務者はあくまで事業者。消費者ではない。消費税相当分を価格にどの程度上乗せするかどうかは事業者の判断。消費者に消費税を負担義務はない。国税庁HP

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6121.htm>

「このように、国内取引の消費税の納税義務者は事業者ですから、事業者でない者は納税の義務はありません。」

国税庁HP [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/O1\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/O1_3.htm)

注1：「一体資産」とは、例えば、紅茶とティーカップのセットのように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります。

注2：「外食」や「ケータリング」等は、軽減税率の対象とはなりません。一方、「テイクアウト」や飲食料品の「宅配」等は、軽減税率の対象となります。

注3：「外食」とは、飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル、椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

注4：「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、販売者（売手）が顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。⇒1,080（テイクアウト 8%）と1,080（外食 10%）で利益は18減少する



消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/O1\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/O1_3.htm)

しかし、裁判の判決では「消費税は預り金ではない」「事業者は徴収義務者ではない」と明確にされました。つまり、事業者は消費者から税金を預かって国に渡す役割（＝預り金）ではなく、自らの売上や仕入れに基づいて税額を計算し、自分の税金として納めているにすぎないのです。

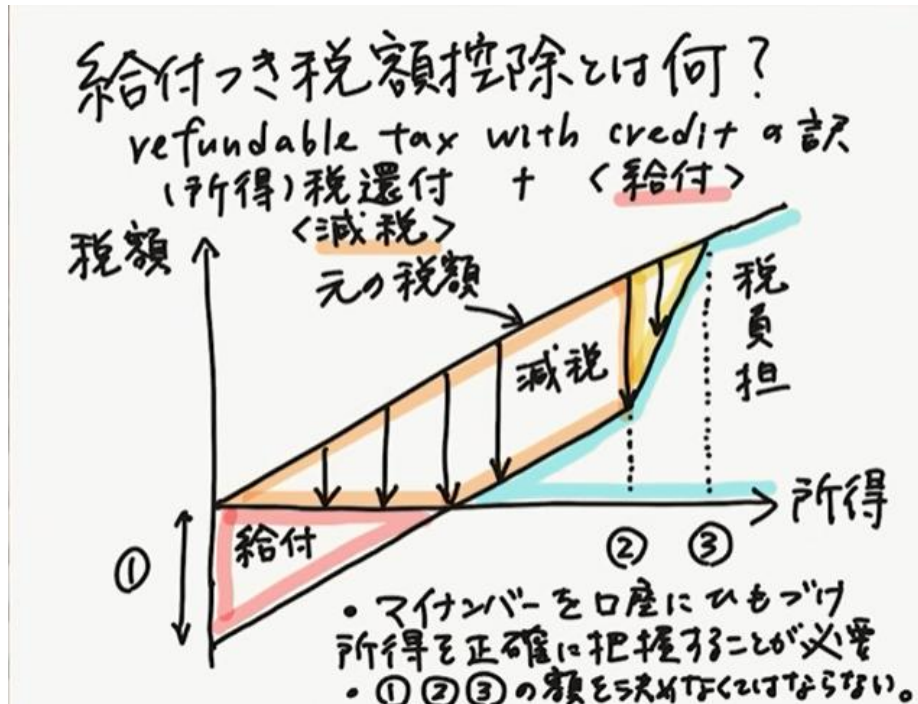
[https://note.com/taka\\_output\\_note/n/n124798a83ef9](https://note.com/taka_output_note/n/n124798a83ef9)

消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等および特定課税仕入れについて、納税義務が免除されます（注）。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6501.htm>

消費税を念頭に価格を決めているのは企業、利益もかかっている

# 給付つき税額控除制度について



出典：たまきチャンネル

## 【メリット】

- 低所得者への支援を充実させながらも勤労意欲をあまり削がない（働くことよりも社会福祉にありつくことが徳ということを避けられる）制度設計が可能
- 現行の制度の効率化が可能

## <課題>

- 所得に応じて減税、給付の取り扱いが変わってくるので。所得を正確に把握する必要がある  
 ⇒ マイナンバーを活用した所得の把握
- ①給付額、②③減税開始所得の決定  
 ⇒ ①は生活保護費、年金、各種手当額等との調整  
 ②、③は基礎控除など各種既存減税制度との調整  
 ⇒ 複雑な制度設計、税制の一大改革となる

| 最低生活費         |          |
|---------------|----------|
| 年金、児童扶養手当等の収入 | 支給される保護費 |

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

- 所得税は国税、給付金の支給は市町村の事務  
 ⇒ 毎年毎年の所得に対する減税額と給付額の算定  
 ⇒ 行政間の調整と市町村の事務負担の増大（住民税非課税世帯であっても所得の把握は必要、正確な所得の把握のため、マイナンバーと公金受取口座紐づけの完全普及等が必要）
- その他  
 扶養者（配偶者、子など）の所得の把握も必要か？

# 給付つき税額控除制度は何のために行うのか

## 物価高騰対策として行う？

＜最近の物価高騰対策案＞

- ・物価高騰対策給付金・・・2025年もいくつかの自治体独自の対策として実施されている
- ・全国一律2万円給付金、子育て世帯・非課税世帯への追加上乗せ・・・参議院議員選挙自民党公約
- ・食料品について消費税0%・・・立憲民主党など
- ・ガソリン暫定税率の廃止・・・各党賛成（自民党は実質後ろ向き？）
- ・基礎控除の引き上げ（178万円）・・・国民民主党

⇒物価高騰対策であれば、早急に実施することが重要

給付つき税額控除については、数年オーダーの検討期間が必要であり、緊急性の高い、物価高騰対策にはならない

## では何のため？

- ・これを機会に税や各種給付金、手当等に関する制度や手続きが簡潔に整理され（税の3原則は「公平」「中立」「簡素」）、スピーディーな行政サービスが展開されるのであれば意味はあり

⇒ただし、現在、これを目指して検討されているのではないことは明らか

## 日本の一層の経済成長を促すため？

- ・対象が、主に低所得者層であることから、経済への効果は限定的  
経済成長戦略ということであれば、中高所得者も含めた国民全体と特に中小企業への支援が重要

⇒所得が低くても、あるいは、赤字でも負担が必要な消費税の引き下げが最も有効

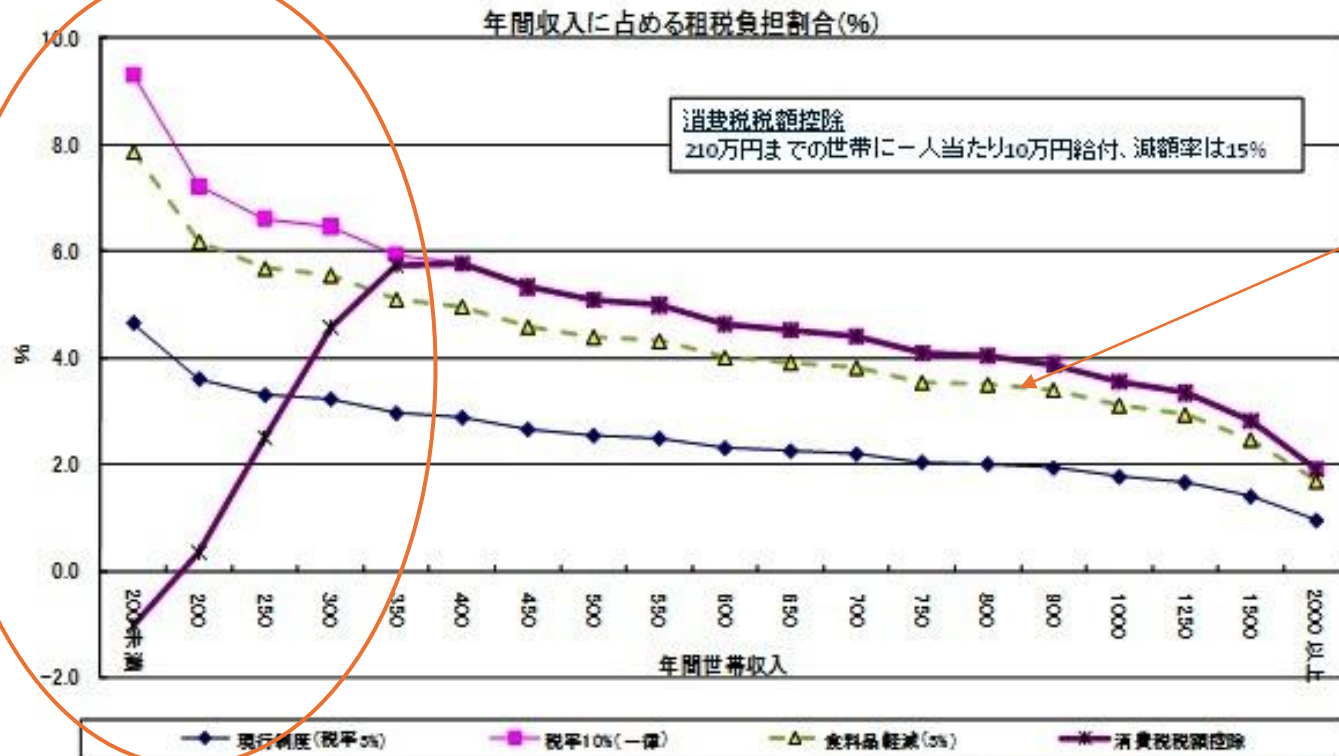
## 景気の動向に左右されない消費税を中心とした税体系の強化を進めていくものであると考えられる？

- ・これまでも法人税を引き下げて、消費税を引き上げる政策がとられてきた。
- ・今回は、所得税の引き下げ策の一つである。特に、給付金のところについては、財源の確保を財務省は求めているのは必須。当然それは、消費税の引き上げとなる。そもそも、低所得者への支援は消費税の逆進性緩和策の意味も持っている（→消費税引き上げのアメとなる。企業特に中小企業には過酷な状況となる）



【図表2】

## 所得階級別消費税負担割合



食料品に軽減税率を導入しても逆進性は緩和されない

給付つき税額控除で低所得者の租税負担は軽減されるが、今度は中所得者のところが相対的に大きくなる

理想的な制度とするには、所得税や各種手当、給付制度も含め、入念な制度設計が必要

出典:「平成21年全国消費実態調査」(総世帯)より推計